

国家的難局への間隙のない取組の継続を求める意見書

今、わが国は、新型コロナウイルス禍により国民の生命と生活が脅かされ、経済活動も前例のない危機の渦中にあり、このような事態がいつ収束するか、その目途すら立たない事態に直面している。また、各地で梅雨前線がもたらした豪雨により甚大な被害が発生し、さらに、今後は、近年益々勢力が強大化している台風の発生が頻発する時期となることから、住民は、新型コロナウイルスや新たな大規模災害の発生を危惧して、不安な日々を送っている。

このような国家的危機の真っ只中で、今、衆議院の解散総選挙の動きが盛んに報道されており、新型コロナウイルスや災害による被害を受けた国民はもちろん、全ての国民が、国民の利益よりも党利党略を優先するののかとの疑念を持ち、国政への不信を増大させていると言って過言ではない。

また、現下の地方行政は、これらの感染症や災害により緊急に取り組むべき業務が増え続け、人的にも財政的にも対応の限界を迎えており、もはや選挙に関わる事務を行う余力は残されていないのが実情である。

東日本大震災の折に復旧復興を優先するため地方選挙の日程が先送りされた例があるように、今、わが国は、感染症や自然災害による被害を早急に回復させ、新たな被害の発生を阻止することに専念すべき時である。

よって、国におかれては、少なくとも新型コロナウイルス感染症等の流行収束と自然災害による被害復旧の見通しが立つまでの間は、何よりも国民の安全と安心を守るため、直面する行政課題の解決に優先的に取り組み、専念することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月25日

福岡県那珂川市議会

内閣総理大臣 様